

堺個審答申第116号
(答申第152号)
令和4年9月26日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 矢口智春



答 申

令和4年8月30日付け堺介保第1053号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	(1) 後期高齢者医療事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の修正について (2) 介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の修正について (3) 国民健康保険に関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の修正について
分類	条例第35条第2項【個人情報保護審議会意見】 ※特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項の第三者点検<関係法令> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価指針第6-2(2)【特定個人情報保護評価(重要な変更)】
担当課	(1) 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課 (2) 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課 (3) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課
審議日	令和4年9月7日(第201回)

審 議 結 果

審議会の結論

堺市長が令和4年8月30日付で堺市個人情報保護条例35条2項に基づき諮問した(1)～(3)に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の修正について」は、特定個人情報保護評価指針に基づき点検を行った結果、特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、同評価書の記載内容は妥当であると認める。

- (1) 後期高齢者医療事務
- (2) 介護保険に関する事務
- (3) 国民健康保険に関する事務